

山梨県介護福祉士修学資金等貸付事業補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県介護福祉士修学資金等貸付事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる介護福祉士修学資金等貸付事業を実施し、県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付ける事業

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付ける事業

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護人材としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職のための準備資金を貸し付ける事業

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付ける事業

(5) 介護分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、介護分野に就労しようとする者に対し、就職支援金を貸し付ける事業

(6) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金を貸し付ける事業

(交付の対象)

第3条 この補助金は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第110条に規定する社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）が、介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱（平成30年2月1日付け厚生労働省発社援第0201第2号。厚生労働事務次官通知の別紙）等に基づいて行う事業（以下「事業」という。）に対し、次の各号に定める経費を交付の対象とする。

(1) 介護福祉士修学資金等貸付事業に要する貸付金の原資

(2) 介護福祉士修学資金等貸付事業の事務に要する経費

(交付額の算定)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号から第4号及び第6号に規定する事業

ア 事業に必要な前条の経費のうち、厚生労働大臣が必要と認めた額であって、知事が定額として交付する額。

イ 事業の実績に応じた前条の経費に10分の1を乗じて得た額。ただし、本号の毎年度の交付額の累計は、前号を9で除した額を上限とする。

(2) 第2条第5号に規定する事業

事業の実績に応じた前条の経費。

(交付の条件)

第5条 交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 第3条第2号に定める介護福祉士修学資金等事業の事務に要する経費については、予算の範囲内で別途示す額を限度とし、その対象経費は、社会福祉協議会の職員の給与に関する規程により貸付事務担当職員に支給した職員俸給、賃金、諸手当及び社会保険事業主負担金並びに社会福祉協議会の旅費に関する規程により支給した旅費及び貸付事務の運営に要する庁費（報償費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、使用料、賃借料、通信運搬費、手数料、委託料、備品購入費）とする。
- (2) 県社会福祉協議会長（以下「会長」という。）は、事業の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第2により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 会長は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式第3により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (4) 会長は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 会長は、知事の承認を受けて、前号の規定により財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返還するものとする。
- (6) 会長は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 会長は、事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) 会長は、事業を廃止した場合には、知事の定めるところにより返還された貸付金及び廃止した時点における貸付原資等の残余额の全額を県に返還しなければならない。
- (9) 会長は、前号の規定による返還金のうち、未貸付金及び事務費については、廃止後ただちに、廃止年度以降、返還された貸付金については、毎年4月30日までに県に返還しなければならない。
- (10) 会長は、知事の承認を受けて事業を廃止する場合には、現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における補助金の額の合計額を限度として、知事が定める額を県に返還しなければならない。
- (11) 会長は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しておかななければならない。
- (12) 会長は、事業完了後、申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）には、別紙様式第6により、速やかに知事に報告しなければならない。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(申請手続)

第6条 会長は、この補助金の交付申請について、別紙様式第1による申請書を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、次条の規定による事業実績報告書に基づき交付するものとする。ただし、特に知事が必要と認める場合は概算払により交付することができる。

2 会長は、補助金の概算払を受けようとする場合は、別紙様式第4による補助金概算払請求書を知事に提出するものとする。

(事業実績報告)

第8条 会長は、事業に係る実績報告について、事業が完了したときから起算して1か月を経過した

日又は事業が完了した年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、別紙様式第５による報告書を知事に提出して行うものとする。

(その他)

第９条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２５年３月２２日から施行する。

この要綱は、平成２８年９月１５日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

この要綱は、平成３０年３月２９日から施行し、平成３０年２月１日から適用する。

この要綱は、令和３年７月３０日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

この要綱は、令和７年３月１１日から施行する。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県社会福祉協議会長

年度介護福祉士修学資金等貸付事業補助金の交付申請書

年度介護福祉士修学資金等貸付事業補助金について、次により交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 介護福祉士修学資金等貸付事業補助金所要額調書（別紙 1）
- 3 介護福祉士修学資金等貸付事業補助金所要額内訳書（別紙 2）
- 4 年度介護福祉士修学資金等貸付事業歳入歳出予算書

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県社会福祉協議会長

年度介護福祉士修学資金等貸付事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度介護福祉士修学資金等貸付事業補助金について、次のとおり変更して実施したいので申請します。

- 1 変更事由
- 2 変更理由
- 3 添付書類 交付申請の各様式に準じて変更前と変更しようとする内容を比較し記載した書類

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県社会福祉協議会長

年度介護福祉士修学資金等貸付事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度介護福祉士修学資金等貸付事業
補助金について、次の理由により中止（廃止）申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 添付書類
 - （1）中止（廃止）申請時までの事業の進行状況
 - （2）その他参考資料

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

山梨県社会福祉協議会長

概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度介護福祉士修学資金等貸付事業補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

- 1 概算払請求金額 金 円
2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算払額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算払 請求額 ④	備 考

- 3 概算払請求の理由

- 4 支払方法
(1) 現金 指定金融機関名 _____
(2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口 座 名 _____ No. _____

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県社会福祉協議会長

年度介護福祉士修学資金等貸付事業補助金の
事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度介護福祉士修学資金等貸付等補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 介護福祉士修学資金等貸付事業補助金精算書（別紙 3）
- 2 介護福祉士修学資金等貸付事業補助金精算額内訳書（別紙 4）
- 3 年度介護福祉士修学資金等貸付事業歳入歳出決算書
- 4 その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

山梨県社会福祉協議会長

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

山梨県介護福祉士修学資金等貸付事業補助金に係る補助事業により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、山梨県介護福祉士修学資金等貸付事業補助金降雨要綱第 5 条第 1 2 号に基づき報告します

- 1 事業実績額
- 2 仕入控除税額
- 3 添付書類 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等